

令和3年3月4日

令和3年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

令和3年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和3年3月4日（木）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 道工 晴久
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 奥野 学

欠席議員 0名

欠員 0名

傍聴 1名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田 尚司
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	都市整備部理事 兼土木下水道課長 兼二国推進課長	是澤 敬
財政改革部長 相馬 進祐	都市整備部理事	吉田 一誠
しあわせ創造部長 松井 清幸	会計管理者	福井 智淑
都市整備部長 奥 和平	まちづくり戦略室 危機管理監	森 由造
教育次長兼指導課長 澤 憲一	財政改革部 財政改革課長	内山 弘幸

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会 期

令和3年3月2日から24日（23日）

○会議録署名議員

4番 中原 晶 5番 坂原正勝

---

#### 議事日程

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 |        | 諸般の報告                             |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第9次）） |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について         |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について   |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について      |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）について     |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 令和3年度岬町一般会計予算について                 |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和3年度岬町国民健康保険特別会計予算について           |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について          |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 令和3年度岬町下水道事業特別会計予算について            |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について         |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和3年度岬町介護保険特別会計予算について             |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和3年度岬町淡輪財産区特別会計予算について            |
| 日程第14 | 議案第13号 | 令和3年度岬町深日財産区特別会計予算について            |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算について           |
| 日程第16 | 議案第15号 | 岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について   |

- 日程第17 議案第16号 岬町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 岬町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 岬町介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 議案第21号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第23 議案第22号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第24 議案第23号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第25 議案第24号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第25号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第26号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第27号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第28号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第29号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第30号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第31号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第32号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第33号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第34号 岬町農業委員会委員の任命について
- 日程第36 選挙第1号 岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

(午前10時00分 開会)

○奥野 学議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年第1回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○奥野 学議長 日程第1、諸般の報告を行います。

昨日、大阪府町村議長会定期総会におきまして、中原 晶君、反保多喜男君が全国町村議会議長会会長から自治功労者表彰を受けられましたので、伝達式を行います。

中原 晶君、反保多喜男君は演台前にお越しく下さい。

(中原 晶君、反保多喜男君 演台前に移動)

○奥野 学議長 表彰状 大阪府岬町 中原 晶殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和3年2月9日 全国町村議会議長会 会長 松尾文則。

おめでとうございます。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 表彰状 大阪府岬町 反保多喜男殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和3年2月9日 全国町村議会議長会 会長 松尾文則。

おめでとうございます。

○反保多喜男議員 ありがとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 続きまして、町長からの感謝状の贈呈でございます。

田代町長は演台前にお越してください。

○田代 堯町長 感謝状 岬町議会議員 中原 晶様。

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与されました。

その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和3年3月4日 大阪府泉南郡岬町長 田代 堯。

どうもご苦労様でございました。

○中原 晶議員 ありがとうございます。

(拍手)

○田代 堯町長 感謝状 岬町議会議員 反保多喜男様。

あなたは多年にわたり岬町議会議員として地方自治の振興発展に寄与されました。

その功績は誠に顕著で、ここに感謝の意を表します。

令和3年3月4日 大阪府泉南郡岬町長 田代 堯。

どうもご苦労様でございました。

○反保多喜男議員 ありがとうございます。

(拍手)

○奥野 学議長 ただいま感謝状の贈呈が終わりました。

表彰状並びに感謝状を受けられました2名より謝辞を述べたいとのことでありますので、これを許可します。

まず中原 晶君から許可します。

○中原 晶議員 このたび、身に余る表彰を頂きましてお礼を一言申し上げたいと思います。

多年にわたるといふことでありましたけれども、15年間皆様のご支援によりまして元気に活動をすることができました。

このことは、ここにおられる理事者の皆さん、そして議員の皆さん、また家族、住民の皆さんのご支援によるものと深く感謝をいたします。

また、この場におられない、過去にお世話になった理事者の皆さん、そして、残念ながらお会いすることができない議員の皆さんや住民の皆さんもおられるわけですが、今後もそういったお世話になった全ての方々に恥じないように、そしてまた、自分に嘘のない活動を進めていけるように頑張っていきたいと思います。

これからも自己研鑽を重ね、また、住民の皆さんのお声をしっかりと聞きながら、その実現の

ために全力を尽くしていく所存でありますので、引き続きご支援いただきますように、そしてご鞭撻、ご指導いただきますように重ねてお願い申し上げましてお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 次に、反保多喜男君。

○反保多喜男議員 ただいま、町長並びに議長から多大なる荣誉ある表彰を頂きました。

私、最近では議会のほうも留守がちになっており、誠に申し訳ございません。

15年経って、最近では特にそういう思いがございますが、町民の皆さんのご支援、そして理事者のご支援、そして、仲間である議員の皆様方のご支援によりまして、今、表彰を受けられました。誠にありがとうございます。

今後も皆さん方のご支援、ご鞭撻をお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(拍手)

○奥野 学議長 表彰された中原議員、反保議員におかれましては、多年にわたる議員活動、本当にご苦労様でした。

今後とも、よりよい岬町のためによりしくお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○奥野 学議長 日程第2、議案第1号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第1号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第9次））」をご説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

専決処分の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国の地方創生臨時交付金の第3次分の決定に伴う交付金充当事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に

関わる事業に係る補正予算を調整し、議会の議決を経る必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年2月15日付で専決処分をしたものでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国から第1次交付限度額9,024万円、第2次交付限度額2億1,813万7,000円に加えまして、2月10日付で第3次交付限度額として780万円の通知を受けたところでございます。

これにより、交付金の限度額は合計で3億1,617万7,000円となりました。

年度末を迎えるに当たり、これまで本町がまちの独自支援策として実施してきました予算の執行状況を踏まえ、交付金を余すことなく有効に活用するために必要な予算を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、2月14日に米国のファイザー製ワクチンが国内で初めて承認され、17日から医療従事者に対して先行接種が開始されており、4月以降に高齢者と基礎疾患のある方、その後一般の方への接種が予定されておりますが、ワクチン接種を円滑に進めるために必要な準備経費を計上するものでございます。

本補正予算につきましては、本来なら可能な限り臨時議会などによりご審議いただくべきものと認識してございますが、これらの対応を早急に行う必要があったことなどから、専決処分により編成させていただいたものでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、補正予算の内容につきましてご説明させていただきます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,626万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億7,770万7,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明させていただきます。

なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして2,044万1,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、今後、実施が予定されております新型コロナウイルスワクチン接種事業に必要な体制確保事業費補助金1,864万1,000円を、学校施設の感染防止対策を行う



ための学校保健特別対策事業費補助金の小学校分140万円を、同様に中学校分40万円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金といたしまして、幼稚園の感染防止対策を行うための教育支援体制整備事業費交付金25万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして3,557万8,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金3,422万8,000円を、出産祝金事業に充当するための岬ゆめ・みらい基金繰入金135万円を計上いたしております。

なお、これまで新型コロナウイルス対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定している事業の財源につきましては、財政調整基金繰入金などにより編成をいたしております。

充当事業に係る事業費の決定後、以後の補正予算におきまして交付金と基金との科目の振替をするとともに財源更正を行う予定でございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明させていただきます。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして687万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしまして、感染防止対策に伴う庁舎改修事業といたしまして、換気対策のため本庁舎1階の窓改修工事104万5,000円を、災害対策本部や危機管理担当が入っている第二庁舎においてもリモート会議ができるように無線LAN環境の整備工事や会議用モニター、パソコンの購入費など、合わせて368万9,000円を、出産件数の増加に伴う出産祝金事業報償費135万円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては449万円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年3月から5月まで健康ふれあいセンターの指定管理者が町の要請に応じて一部休業したことに伴う協力金など250万円を、保育所における児童の感染防止対策として児童と児童の間を保つために必要となる児童用機の購入費と飛沫防止パーテーションの購入費を合わせて173万6,000円を計上いたしております。

衛生費といたしまして1,922万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種に際して必要な体制の整備にか

かる費用といたしまして、ワクチン接種についての相談や予約などを行うコールセンター業務委託料、Web予約システム委託料、事務所に配置するパソコン・プリンターや、停電時に対応するための冷凍冷蔵庫用蓄電池などの備品購入費など合わせて1,864万1,000円を、保健センター感染防止対策事業としてマスク、手指消毒液や感染症対策用ガウンセットなどの購入費58万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

商工費といたしまして、73万3,000円を計上いたしております。

内容といたしましては、観光案内所感染防止対策事業として、消毒用アルコールなどの購入費23万3,000円を、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて海釣り公園の指定管理者が令和2年4月から5月までの一部休業後の点検管理や環境整備への取組みに対する支援金50万円をそれぞれ計上いたしております。

消防費につきましては、避難所感染防止対策事業といたしましてパーティション・テント、簡易ベッド、敷きマットの購入費234万2,000円を計上いたしております。

教育費といたしまして、2,260万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、小学校のGIGAスクール環境整備事業に812万1,000円を、中学校のGIGAスクール環境整備事業に485万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

いずれも児童生徒の家庭学習の際にパソコン端末の充電に必要なケーブル、ICTを活用したオンライン授業などに対応するための大型提示装置、教員用のパソコン端末を保管するための充電保管庫などの購入費を計上いたしております。

このほか、淡輪公民館などの社会教育施設や町民体育館、テニスコートなどの保健体育施設におきましても感染防止対策として消毒用アルコールや清掃用消耗品などの購入に必要な経費を計上いたしております。

次に4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により、翌年度に繰越しが見込まれる事業につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして、クーポン発送費相当額143万9,000円を計上いたしております。

続いて、5ページをご参照願います。

「第3表 債務負担行為補正」をご覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、令和3年度にわたる契約が発生することに伴う経費といたしまして、コールセンター業務委託料、予防接種予約システム委託料などの相当額を計上するもので、期間を令和3年度、

限度額として1,480万5,000円を追加するものでございます。

以上が、本補正予算の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田議員。

○和田勝弘議員 この専決については、今の説明、補足説明でいろいろ書いてくれているので、質問といたらあれですけども、確認の意味で聞きたいのですが、地方創生の中に出産のときの助成金というのですか、あるので、もう少し1人でも人口を増やすためには、まあそういうことに力入れたらいいのではないかと思うので、この金額ではと思うのですが、1子、2子は5万円、3子は10万円となっていますが、今度、それについて当初予算で、今年はまだ上がっているというんですけど、幾ら上がるのか、答弁できたらしていただけますか。

○奥野 学議長 総務部理事、寺田武司君。

○寺田総務部理事 和田議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、専決処分であげさせていただいておりますのは、第1子、第2子が5万円、第3子以降10万円ということで、出産の件数が増えましたので、ここで増額をしております。

令和3年度につきましては、人口減少ということで若い世代を呼び込むための施策としまして、第1子、第2子につきましては倍の10万円、第3子以降につきましては現在10万円の倍の20万円ということで今回上程しております。

申し訳ございません。

第1子、第2子が5万円から10万円にしておりまして、第3子以降が10万円を20万円にしております。すみません、訂正します。

○奥野 学議長 和田議員、どうぞ。

○和田勝弘議員 私もそのぐらいの価格にさせていただいたらと希望があったので、本当にありがとうございます。これからもよろしく願いしておきます。

○奥野 学議長 ほか、質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 専決処分の提案ということで、本来であれば、議会に議案としてご提案をいただいて審査をさせていただきたかったところであるということは繰り返しこれまでも申し上げてきましたけれど、時間的ゆとりがなかったと、そのことについては私も今回については理解すると

ころであります。

議会に審査をさせていただくという機会がありませんでしたので、この場でお尋ねいたします。

今回、第1次、第2次、第3次ということで、今年度の臨時交付金の金額がようやく明らかになったということで、総額としては1次から3次合わせて3億1,617万7,000円と認識をしておりますけれども、これを今年度中に使い切らないといけないということで、先ほどご説明の中で余すことなく有効にということであろうというように理解をするものであります。

それで、一つ初めにお尋ねをするのは、これまで何回か補正予算という形で提案をされているものもありますので、今回のこの専決処分ですべて使い切ることができると受け止めていいのかどうか。

コロナ対策として様々な施策に取り組んでこられたことは評価しているところなのですが、予定していた事業計画の予算と執行に乖離のある事業もあるように思っているのです。

その点をどのようにされるのか、今回の提案だけではよく分からない点がありますので、その辺りについてお聞きをしたいということが1点目であります。

それから、今回は議案書の説明資料ということで丁寧な書面を頂いております。

幾つかお尋ねをいたしますが、健康ふれあいセンター費と、それから海釣り公園指定管理者支援事業ということで、これは一時的に、また一部臨時休業をせざるを得なかった時期に、管理運営を担っていただいている事業者の収入が減りますので、それに対する手当ということと、それから再開に当たって環境整備ということのようであります。

その点で気がかりになるのは、例えば健康ふれあいセンターについては指定管理料を毎年払っているわけですが、その指定管理料と料金収入によって運営をしておられるわけで、今回のそれぞれの施設におけるコロナの影響、減収の状況ですね。そのことと、それから、そのことに伴って気がかりになるのが雇用の維持の問題でありますけれども、その辺りはきちんと守られているのか、その点について、この機会にお聞かせいただきたいと思っております。

それからGIGAスクール環境整備事業に関わってお尋ねをしたいと思っております。

整備を徐々に進めておられるということですが、今回、ICTを活用したオンライン授業等に対応するための機械器具ということで、大型提示装置というものが小学校、中学校、それから幼稚園にも整備をされるというご予定のようであります。

それで、資料の中でそれぞれ、小学校は18台、中学校が15台、幼稚園は1台の購入という説明がありますけれども、金額も示されておりますので、1台当たりの単価を計算したのですが、それぞれ少しずつ違いがあるのです。その理由をお示しいただければと思います。

それから、もう1点で終わりにしますが、インターネット環境を整える整備も今回予定されておりまして、青少年センター、文化センターについてはモバイルルーターという格好で対応すると。

それから、淡輪公民館については無線LANという形で対応するというので、利用する回線の種類が違っただけといえばそうなのですが、これはなぜこういうように種類を分けたか、その当たりについてもお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 まず、私から中原議員の第1点目の質問についてご答弁させていただきます。

コロナ関係の予算編成の基本的な考え方なんですけれども、これまで数次にわたり補正予算を編成してまいりました。

特にコロナ禍の中で厳しい環境下に置かれている住民への支援を中心に、また、全ての住民の方に行きわたるような支援という形で数次にわたり編成をしてきたところでございます。

議員お示しのとおり、岬町の交付金の上限額の合計が3億1,617万7,000円ということでございます。

今回、これで最終の上限額が示されたということで、財政としましては1円とも余すことなく有効に活用したいということで編成をいたしました。

今回の補正予算につきましては、直接、住民への支援という大きな柱はございませんけれども、有効活用するために、令和3年度に予算要求がありました各施設の感染症対策であったり、また計画的に実施しておりますGIGAスクール構想に基づく令和3年度の予算を一部前倒しをしてこの交付金を充当したものでございます。

それから、今回、執行状況と、交付限度額の状況を踏まえまして予算編成をしたところなんですけれども、議員お示ししたとおり、一部不用額が出ている事業もいくつかございます。

例えば、事業者支援金や、大阪府と共同で行いました休業要請支援金、また商品券の配付、学校給食無償化事業などの不用額が見込まれておりますので、その辺りも勘案しまして今回交付金を余すことなく活用するために編成したものでございます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 健康ふれあいセンターに関連してのご質問にお答えさせていただきます。

今回、コロナの関係で一部臨時休業されて収入が落ち込んでおります。

また、安全性の確保の取組みや施設再開後の円滑な運営ということで経費もかさんできていると思います。

その中で、今回の指定管理者支援事業で、その分、カバーできるのではないかと考えております。

また、健康ふれあいセンターで従事される方の雇用については、指定管理者の関連施設等で調整していただき雇用止めということはないと聞いております。

また今回、特別定額給付金等の会計年度任用職員で1名を健康ふれあいセンターの従事者の方を雇用した経緯もございます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 私からは海釣り公園の減収の状況と雇用の維持についての現状についてお聞きしているところをご報告させていただきたいと思っておりますけれども、海釣り公園のほうは4月から5月にかけて約1か月と今年に入って1月から2月にかけて約1か月休業をしております。

また、5月の休業が明けてからも入場制限をしておりますして、席数がある150人というのを上限に、それ以上は入れない取組みも行っておられるとのこと。なお、減収についてはきちんとした数字はまだ出ておりませんが、約二、三割減少する見込みじゃないかなと考えてございまして、海釣り公園のほうは、町から指定管理料をお支払いせず、収入に対する割合で納付をいただいているような形になっていきますので、納付金についても少し落ちるのではないかなという予測をしております。

雇用の維持につきましては、4月に減収したときも、従業員のことを考えて国の雇用調整助成金などを活用してお支払いされております。

今回の1月から2月の休業についてもそれを活用してお支払いされると聞いております。指定管理者では、従業員の確保という点でもご苦労なさいいただいておりますので、そういう形で従業員の生活を守るという形で対応していきたいというようにお聞きしております。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

単価の違いですけれども、小学校、中学校、幼稚園、それぞれ使用する教室の大きさとか人数、設備が違いますので、使用する場所に合った装置を配置するということとしております。

続きまして、LAN整備ですけれども、青少年センターにつきましては機械器具費で、公民館につきましては整備工事となっております。

公民館につきましては2階に既に無線LANが整備されておりますので、それを1階でも使えるようにする工事費となっております。

青少年センターにつきましてはモバイルルーターを購入することになっておりますので、機械

器具費ということになっております。

○奥野 学議長 よろしいですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目にお答えをいただいた、今回の提案で1円も余すことなくということで、その姿勢は妥当であると思うのですが、答弁の中でありましたように、予算と執行に乖離がある事業があるわけで、私がよく分からないなと思っているのは、不用額が出るのでということはありませんけれども、何を減額してとか、どれだけ不用額が出てとかいうようなことは現時点ではよく分からないわけなんですね。

それですから、言葉が適切か分かりませんが、余ったお金が出たと。それがどこに振り向けられたのかというのがよく分からないと思っています。

先ほどの説明でいきますと、今回、提案されているものに振り向けられたというように理解していいということなのかと思っているのですが、そういうことでいいのか。

うんうん言うておられるので、わざわざ答弁してもらわなくてももいいのかしら。

念のため、確認をさせていただきたいと思います。

というのは、多分ご理解されていると思いますが、私、これまでの議会でも事業者支援金を拡充しないのかということをご提案してきたわけですよ。

もともと事業者に支援しましょうということで予算を取っていたのでしょと。

それが余るのだったら、さらに、例えば4月か5月と限定されているけれど、そこに限定する必要はないのではないかと、対象を広げて、前年度と1か月だけでも別の、任意の月を比べて対象を広げて受け取れる人を増やすとか、金額を増やすとか、そういういろんな拡充をして町内の事業者を守るということに予算を使えるようにしていったらどうかということで提案していたわけで、その辺りへの対応はなされなかったのかと思ってまして、そういう思いがあって聞いていたのです。

念のためお答えいただきたいと思います。

それから、健康ふれあいセンター費と海釣り公園管理者支援事業についてお答えをいただきました。

健康ふれあいセンターについては減収は認められるであろうと思いますが、お答えの中でカバーできるのではないかとということをお聞きしました。

また、雇い止めをしない努力もなされているということのようで安心いたしましたし、適切にご努力いただいたと、事業者の姿勢にも感謝したいと思います。

海釣り公園の支援については、雇用調整助成金の活用についても言及がありましたけれど、念のため確認をいたします。

この機会に、雇い止めというようなことが発生していないのかどうか確認したいと思います。

それから、GIGAスクール環境整備事業に関わっては、教室の広さであるとか、使うときの児童生徒数の違いによるものだというようにお聞きしましたので、これ全く同じものではないということなのですね。

ここに書いてある、名前は大型提示装置ということしか書かれていませんけれど、設置する場所によって違うので、それぞれ金額が違うということになるということが分かりました。

それで、最後にお答えいただいた青少年センター、文化センターにはモバイルルーター、淡輪公民館は無線LANの工事をするということで、淡輪公民館は事情が分かりました。

それで、私が聞いたのは、ほかのところは無線LANなのに、青少年センターと文化センターはどうして無線LANの設備の工事をするということではなくて、モバイルルーターの導入なのですかと、それが聞きたかったところなのです。もう一度お答えいただければと思います。

○奥野 学議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 私から、中原議員の1点目の質問についてご答弁させていただきます。

議員お示しのとおり、やはり事業費と執行状況に乖離が出ておりまして、それを埋めるべく予算編成を行ったものでございます。今まだ年度中でございますので、事業費の確定を見据えた上で、今後、必要な不用額調整と財源更正の補正予算を調製していきたいと考えております。

それと、事業者支援のお話がありましたけれども、これにつきましては、当初、我々が決定した後に、状況を踏まえまして9月の定例会の最終日に一定の条件を緩和した上で支援したいということで予算はそのままなんですけれども、枠組みを変更させていただいたところでございます。その辺りの結果を踏まえて、また執行状況を見た上での今回の予算編成につながっておりますのでございます。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 海釣り公園のご質問の、従業員のことについてですけども、新型コロナウイルスの影響が出てきてから、特に指定管理者は従業員の生活と安全にすごく慎重に取り組んでおられるお話をずっと聞いてきておりまして、そういった雇い止め等はないと承知しております。

○奥野 学議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

青少年センターにつきましては、既に図書システムの無線LANが入っておりまして、それは



図書システム専用のLANで、新たに無線LANの工事をするとなると高額な費用がかかるために、できるだけ経費削減のためモバイルルーターで対応するということになっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 3回目なのでもうこれで終わらなければならないのですが、大変なことを聞き忘れていたことに気がつきまして、ワクチン接種のことを聞き忘れておりましたので、お聞きします。

まず、体制の問題で、今回の提案では、会計年度任用職員の報酬75万1,000円というのが一つ、人件費ということだと思って見せていただいております。

これは今年度中、3月分のみと見ていいのかと思うのですが、念のため、今年度中、3月分のみの1か月だけにかかる予算と考えていいのか。

それから、人数についても、これは4人ということでもいいのか、念のため。

説明資料によると、そういうことかと思っているのですが、確認をさせてください。

それから、コールセンターの業務委託に関わって、先日行われた全員協議会では、コールセンターの体制3人というように説明を聞いたかと思いますが、この業務委託の中にその3人という人数も入っていると、その方々に対する人件費も含めて業務委託だということでもいいのかお聞きしたいと思います。

それから、コールセンターについてはいつから実際の電話を受ける事業が始まっていくのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、超低温冷凍庫設置電気工事という内容の説明がありますけれども、設置するのに電気工事が必要なのかどうかお尋ねしておきたいと思います。

かなりの低温を維持しなければならないワクチンしか今のところ提供されないことになっておりますので、それに対応するものということですが、工事が必要なのか。

何か私、単純に、冷蔵庫のコンセントをぐさっと差したらそれで使えるのかなと思っていたのですが、そうではないのかなということを見て考えていたわけです。

あのほかの電力を使用する機材とは別に電源を確保しなければならないと、既にほかの地域で管理上の問題が発生してワクチンが使えなくなってしまったということが報道で発表されておりますけれども、そういうことのないように対応する工事なのかと思って見せていただいておりますので、この電気工事等という中身についてもお聞きしておきたいと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 新型コロナウイルスワクチン設置体制確保事業のご質問にお答えさせて

いただきます。

まず、会計年度任用職員の費用につきましては、令和2年度ということで2年度末までの雇用ということでございます。

今のところ会計年度任用職員の雇用につきましては、当初、3月下旬頃を目ざし準備を進めていかないといけないということで予算措置を講じたところですが、接種を開始する時期がどんどんずれ込んできまして、今のところ、会計年度任用職員につきましては一般事務を3人要求していましたが、実際のところ専門職員としての看護師の雇用も含めて今考えているところです。

コールセンター業務委託料につきましては、コールセンターの回線3回線を用意していますので、その要員で従事する者と、あと統括する者1人合計4人で対応することで、委託業者と今調整をしているところでございます。

また、コールセンター業務の開始時期は、実際に接種券を送付した段階に合わせてコールセンターの開始を考えております。

今のところ、4月に入ってすぐに開始する予定ですが、なかなかワクチンの供給量がまだ確かな数字が示されていませんので、今のところ4月上旬にはコールセンターを開始したいと考えています。

あと、保健センターの電気工事ですが、今、議員言われますように、コンセントを差してそのまま動けばいいんですが、ほかの電気機器と競合して容量を超えてブレーカーが落ちるようなことがないように、超低温冷凍庫用の専用の電源を確保するための工事です。

それによってブレーカーが落ちるような事故のないようにするための工事としております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からも健康ふれあいセンター費と、あと観光費についてお伺いをします。

先ほど来からも質疑があった中身でもう少しお聞きしたいところなんですが、まず1点は、この健康ふれあいセンターの指定管理者に支払う、例えば応援奨励金だったりとか休業協力金、そして増加支援金という名目で250万円ということで上がっていますが、こちらの支給を決める前に、例えばこの指定管理者が、昨年、国とか府が行っていた様々な支援金があったと思います。

また、岬町も独自の支援の施策があったと思いますが、そういったものも使われていたのかどうかというのをお聞かせいただければなと思います。

そして、この250万円を支給する。これは健康ふれあいセンターに限ってですけど、250万円、そして、一方の海釣り公園には50万円ということで支給をされていますが、これを支

給する前に、例えば事業者から書面等での要望があったのかどうかというもお聞かせください。  
まずはそれを聞かせてください。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 質問にお答えをさせていただきます。

健康ふれあいセンターについてですが、大阪府、国、町独自の事業者支援の制度の申請はしていないということでございます。

今回、健康ふれあいセンターの運営状況につきましては、毎月月例の会議を開催しまして、その都度収入の減収状況とか、あと、今後、再開に向けての運営状況、そういったものを会議の中で聞かせていただきながら、どの程度影響があったのかというのはその中でお聞きをして、今回の指定管理者支援事業の参考にさせていただいたところがございますので、特に文書での要望等の提出はございませんでした。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 同様に海釣り公園の状況についてですが、ちょうど4月休業を決められる頃は、その前年度の収入に対する納付金を納めてもらう時期でもありました。

そこで、その納付金については翌年度に分けて分割して納めるようにというご要望をいただいたのと、収入が減収することについても何らかの対応をしていただけないかというご要望をいただいております。

それは先ほどと同じで、お会いして協議していく中でそういうお話をいただいております、さきの納付金については一定分割での納付ということで3回に分けて納めてもらうことになって、今、既に納付済みとなっております。また、収入減収分については、取りあえずは収入に対する割合で納付金を頂いておりますので、減収となれば納付金も落ちるということで、そこはその時点ではご辛抱いただいたところがございます。

今回は、その感染予防対策のための物品をそろえるのに必要な経費として50万円ということで経常させていただいたものがございます。

○奥野 学議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 分かりました。海釣り公園は理解をいたしました。

健康ふれあいセンターなんですが、今回250万円の支援をするということですが、先ほど答弁ありましたが、毎月の会議の中で運営状況というのを見ていっているというようなことを言われましたが、そう中で例えば、これは休まれたのが2か月分ですよ、休業ということですが。

この250万円で、先ほど中原議員のときに答えられたのかもしれませんが、250万円で十

分なのかというところと、あと、減収が250万円以上あったのか、なかったのかというところを、もし言えるのであればお聞かせいただければと思います。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

実際にどの程度収入が減少したかというのは、まだ年間通しての数字は把握していません。一定の見込みも含めまして、指定管理者と月例会議の中でお話を聞かせていただく限り、おおむねこの金額で賄われるのではないかと思います。

○奥野 学議長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 今回の専決処分について議案書なり説明資料を見せていただきますと、やはり緊急性がかなり高いものであったということをまずもって理解させていただきました。

その中で私が質問させていただきたいのは、やはり世間で一番の話題になっていますコロナワクチン接種についてでございます。

いろいろな報道がある中、やはり限られた数を日本全国、あらゆる自治体に配っている、それを受ける立場として岬町はいろいろ用意していただいておりますが、先ほど中原議員からも質問ございまして、コールセンター設置、接種券が届く4月初め頃かなという答弁ありましたが、併せましてインターネットの予約というのも聞いておりました。これも同じ時期でいいのかというのが1点です。

そして、その接種券というのを発送する、その時期。先ほど答弁いただいておりますが、岬日より等を見ていても、今後、進めていくというようになっていると思うのですが、隣のまちの阪南市の市報を見ますと、3月下旬から随時発送すると記載されておまして、何とそこには、阪南市の場合はコールセンターの電話番号まで載っているんですね。何と早いことよと。

自治体間でこれだけ差があるのかなと思われませんが、その点、やはり隣町と負けないようにしていただきたいと思う観点からそういう質問になっております。

そして、接種券の配付方法について、コールセンターを設置するにしても、高齢者、先日本お聞きしましたら約6,000人弱岬町にはおられるという中で、6,000人に一度に送ってしまうとコールセンターというのがパンクするのは見え見えですし、順番をもって発送すると、またそこに差が出てくるのかなと思っているのです、その辺をどう考えられているのか、現時点で分かる範囲でいいので教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えさせていただきます。

まず、コールセンターの業務開始時期につきましては、接種券の発送に合わせてコールセンターの開始をしたいと考えているということで、先ほどの中原議員の質問にお答えをさせていただきましたところでございます。

コールセンターは、住民からの問合せと併せて、接種に係る予約も電話受け付けさせていただく予定をしております、あと予約につきましてはインターネットでの予約システムの導入について今検討しているところでございます。

また、接種券につきましては、接種券と併せてお知らせの中でインターネットの予約方法、コールセンターの電話番号等の表記も今進めております、実際に接種が始まる時期を見据えた上での発送になるかと思えます。

国から本格的に全国の市町村にワクチンが供給される時期については、4月26日の週に本格的に供給されると聞いております。

数については一箱ということで、瓶にして195本、975人分のワクチンが供給されるという予定になっておりますので、その時期から本格的に始められるのではないかとということを見定めた上で、発送時期は4月上旬にしたいと考えております。

今まで泉佐野市以南の3市3町で足並みをそろえて接種券の発送も考えておりましたが、それぞれ国からの情報がない中で模索をしながら準備を進めておまして、阪南市は少し早めにされるというのは、そういうことではないかと思っております。

接種券の発送ですが、まずは高齢者の65歳以上の方から接種が始まるということで、まずは4月の中旬には65歳以上の方を対象に発送させていただいて、一般の方が接種される時期を見定めて、追加で接種券の発送をしたいと今は考えております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 町の考えが進められる事業でもないかと理解させていただきまして、詳しい本数まで聞いておりましたら、195本、975回分ということで、ファイザー製でしたら1人2回打たないといけないので、人数的に言ったら半分になるのかな。約500人ぐらいの1箱が来ると。その1箱が終わったら、次の便でまた来るというようになってくると思うんですけど。

お聞きしたかったのは、65歳以上の方に一斉に接種券を出すのかどうかということをお聞きしたかったのですが、決まっていなかったら決まっていなかったら全然結構なので、これで議論をまた厚生委員会でさせてもらったらよかったですけど、10日まであと数日ありま

すので、今回、コールセンターということなので聞かせていただこうと思います。ご答弁、よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

接種券の発送につきましては、65歳以上の方一斉に発送する予定をしております。

○奥野 学議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 恐らく混乱するのではないかと考えておりますので、住民としてはきめ細かい情報というのを聞いたら、後でもいいかという人もありますし、もうすぐに打ってくれという人もあるだろうし、その辺、あの一度に出すのではなくていろいろなところで順番があるんですということを周知していただければと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

谷崎整史君。

○谷崎整史議員 昨日の一般質問でも申し上げましたが、昨年度、持続化給付金の町の独自施策としまして六千数百万円予算を立てて、実際の執行は一千万円弱であったと伺っております。

今回の令和2年当該年度の新たな補正予算を見ますと、既に国で対策されております時短に伴う影響の波及により50%以上の売上げ減の事業者には国の補償がありますが、国に対する町の独自の補填策が盛り込まれておらず、施策として脈絡一貫性が欠けるのではないかなと考えております。

今後、予算の執行状況を見まして、そういう面もご配慮いただけるようお願いを申し上げます。

○奥野 学議長 答弁は要らないんですね、要望ですね。

ほかございませんね。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

どちらですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○奥野 学議長 反対の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 中原議員、賛成討論どうぞ。

○中原 晶議員 議案第1号、専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第9次））の提案に対して意見を述べて賛成したいと思います。

先ほど来、いろいろ質問をさせていただきお聞かせをいただきました。

まずは、国から交付される地方創生臨時交付金を1円も余すことなく有効に使いたいということで、編成作業には時間のこともありまして大変苦慮されたこととお察しいたしますが、有効に住民の皆さんのために、また環境整備のために使おうということで努力されてきたことと思います。

今回の提案は、住民の皆さんや一部の事業者の方については直接支援に代わるものはありましたけれども、全体としては直接支援ということではない提案となっておりますので、そのことについては残念ではありますが、環境整備に重点を置かれたことについても同時に理解をするものであります。

先ほど質問の中でも申し上げましたが、事業者支援金のさらなる拡充の問題について意見をお伝えしたいと思います。

今回の提案の原資と言いますか、予算については、その多くは事業者支援金の不用額の金額をほかの事業に振り向けたというように私は、金額上そのようになるのじゃないかなと見せていただいております。

先ほど答弁であったとおり、これまでも拡充が図られたことも承知をしておりますし、また運用の面でも今年度末ぎりぎりまで受付をされておまして、1件でも対象になるなら支援をしたいという岬町の姿勢については高く評価をしております。

けれども、事業者の実態は深刻でありまして、さらに支援が必要なことは先日の一般質問でも共通の認識となったところであります。

今回、不用額を有効に活用しようということについては理解をするものでありますが、事業者への支援、そして住民の皆さんへの直接支援については、今後、さらに拡充されるように求めておきたいと思います。

今回ご提案の環境整備やワクチン接種の準備事業などご苦労されると思いますけれども、着実に進めていただきますように要望を申し上げて承認に賛同したいと思います。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論の方、おられますか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私も賛成の立場で申し上げたいと思います。

今、コロナ禍である中、直接的に支援をしないといけないところには十分な措置なのかなとい

うようには認めております。

また、GIGAスクール構想のさらなる推進、そして役場とか、あと分庁にしても廃止、移管を進めていくという予定は高く評価をしております。

私も一般質問やそのほかでもICT化というのは必ず必要になってくるものと、従来から申し上げているとおりでありますので、これについては何ら反対するものではありません。

しかし、一方で意見として申し上げたいのは、今までもそうですけど、これからも、こういった議案を挙げていただくときの根拠をもう少ししっかりとお示ししていただきたいなというのを要望しておきたいと思えます。

私、先ほど健康ふれあいセンターだったり、海釣り公園の協力金というのが挙がってきている中で、例えばこの金額が妥当なのかどうかという指標というものをもう少しお示しいただきたいというのが率直な意見ですね、気持ちというか、そう思っております。

というのが、我々精査するべき、議員が根拠となるものというのをしっかりお示しただかないと、それがいいのか悪いのかというのがはっきり意思表示もできない部分になってきます。

今回はコロナ禍でみんな大変な思いをされているということで、そういう部分で理解をしておりますが、今後、こういった議案を出されるときに、例えば、私も聞きましたけれども、この250万円で足りるかどうかという根拠、例えば国や府の支援金であれば、前年度の対象月と比べて50%減だったら申請できますよという基準があるわけですね。

だけど、今回でいうと、恐らくこの事業者は国や府に申請をされていないということであれば、恐らく50%になってなかったのかなというようなことは推測できるんですけども、じゃ、何%減になったのかというのはやはりお示ししていただかないと、我々も判断できないんですね。

ということで、今後、そういう根拠というのをしっかりと示していただきたいということを強く要望しまして賛成討論とさせていただきます。

○奥野 学議長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 これで討論を終わります。

これより、議案第1号「専決処分の承認について（令和2年度岬町一般会計補正予算（第9次））」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)



○奥野 学議長 満場一致であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第3、議案第2号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第2号「令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について」をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、決算見込みや事業費の確定を踏まえた予算額の調整に加えまして、国の交付金を財源に実施する小学校トイレ改修事業費、自己都合退職者に伴う退職手当の計上、コロナ禍で事業を来年度に繰り越した広域サイクルツーリズム事業などの繰越明許費の設定、債務負担行為の変更、地方債の追加などを中心に編成をいたしております。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,853万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,624万1,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては10ページから15ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして2,790万円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、障害のある方の共同生活援助や就労支援などの障害福祉サービス費の増加に伴う障害者自立支援給付費負担金1,067万6,000円を、国の令和2年度第3次補正予算を受けて淡輪小学校と深日小学校のいずれも普通教室棟2階トイレの改修を行うための学校施設環境改善交付金959万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付費負担金533万8,000円を増額計上する一方、既に予算計上いたしております多奈川地区多目的公園災害復旧費負担金につきましては、法面観測において法面の変動を観測する降雨がなく、国の災害査定に必要なデータを得ることができなかったことから、令和3年度に設計業務を先送りすることに伴い1,596万7,000円を減額計上するものでございます。

寄附金につきましては、団体からの小学校への指定寄附金5万円を計上いたしております。

繰入金につきましては、1,405万6,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、本補正予算編成に伴う必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1,940万7,000円を、深日小学校トイレ改修事業に充当するための深日財産区特別会計繰入金945万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸収入につきましては、2,283万5,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、令和2年度に予定いたしておりました深日・洲本港間の航路の運航を行う広域サイクルツーリズム事業が新型コロナウイルス感染拡大の影響により運航が中止になったことに伴う海上サイクルルート利用料1,374万4,000円を、広域サイクルツーリズム事業負担金909万1,000円をそれぞれ減額計上するものでございます。

町債といたしましては、淡輪小学校トイレ改修事業に充当するための小学校整備事業債940万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては16ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして664万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、職員の自己都合退職の申出、育休代替任期付職員の任期満了に伴う退職手当593万1,000円を増額計上する一方、住民情報システムリース料につきましては、入札の状況により新システムへの移行が翌年度にずれ込んだことに伴い、1,126万円を減額計上するものでございます。

民生費といたしまして、2,608万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、共同生活援助や就労支援の増加など、障害福祉サービスの利用状況を踏まえ、給付費合計で2,135万3,000円を、障害児通所支援サービスの利用状況を踏まえ、障害児通所支援給付費237万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

商工費といたしまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度に予定いたしておりました深日港活性化イベントが中止になったことに伴う実行委員会補助金550万円を減額計上いたしております。

教育費につきましては2,855万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、淡輪小学校と深日小学校のいずれも普通教室棟2階トイレの改修事業に伴う設計業務委託料と工事監理業務委託料の合計250万円を、小学校トイレ改修工事2,600万円をそれぞれ計上いたしております。

災害復旧費につきましては、既に予算計上いたしております多奈川地区多目的公園法面災害復旧工事設計業務委託料について法面観測において法面の変動を観測する降雨がなく、国の災害査定に必要なデータを得ることができなかったことから令和3年度に先送りすることに伴い、2,395万円を減額計上するものでございます。

次に、4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、総合計画等策定事業（都市計画マスタープラン及びみどりの基本計画）ほか5事業を計上いたしております。

なお繰越上限額につきましてはご覧のとおりとなっております。

次に5ページをご参照願います。「第3表 債務負担行為補正」をご覧ください。

多奈川地区多目的公園法面災害復旧事業につきましては、令和2年度の法面観測において法面の変動を観測する降雨がなかったことから観測を継続し、対策工事の設計を翌年度に先送りするために変更するものでございます。

なお、期間及び限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

続きまして、6ページをご覧ください。「第4表 地方債補正」をご覧ください。

淡輪小学校トイレ改修事業に伴い、小学校整備事業を追加するものでございます。

なお、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法などにつきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第2号、令和2年度岬町一般会計補正予算（第10次）について、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第4、議案第3「令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第3号、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、後期高齢者医療被保険者に対する保険料還付金について編成いたしております。議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,072万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰越金といたしまして33万1,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金につきまして33万1,000円を増額計上いたしております。

内容といたしましては、後期高齢者医療被保険者の保険料過払いに対する還付金でございます。以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第3号、令和2年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）について

は、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第5、議案第4号「令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次)について)」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第4号、令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次)についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、介護給付費の増加に伴い必要となる保険給付費について編成いたしております。

議案書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,842万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページから10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

まず保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして269万円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増加に伴い計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金といたしまして238万4,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増加に伴い介護給付費負担金を計上いたしております。

次に、国庫補助金といたしまして64万8,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、介護給付費の増加に伴い調整交付金を計上いたしております。

次に、支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者保険料としまして、321万8,000円を増額計上いたしております。内容といたしまし

ては、介護給付費の増加に伴い介護給付費交付金を計上いたしております。

次に、府支出金、府負担金といたしまして149万円を増額計上いたしております。内容といたしましては介護給付費の増加に伴い介護給付費負担金を計上いたしております。

次に繰入金、一般会計繰入金といたしまして149万円を増額計上いたしております。内容といたしましては介護給付費の増加に伴い介護給付費繰入金の増額を計上いたしております。

なお、これら歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては11ページ、12ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

保険給付費介護サービス等諸費につきましては、地域密着型介護サービス給付費の増額に伴い693万円を増額計上いたしております。

次に、高額介護サービス等費につきましては、高額介護サービス費の増額に伴い300万円を増額計上いたしております。

次に、特定入所者介護サービス等費につきましては、特定入所者介護サービス費の増額に伴い199万円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号、令和2年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○奥野 学議長 日程第6、議案第5号「令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第6、議案第5号、令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）につきましてご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ945万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,311万2,000円とするものでございます。

歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、繰入金、基金繰入金として深日地区財産区基金繰入金945万2,000円を計上いたしております。

次に歳出予算につきましてご説明いたします。

3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金繰出金として、一般会計繰出金945万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、一般会計で実施します深日小学校トイレ改修事業の財源として繰り出すものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号、令和2年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第3次）については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩しますか、続行しますか。

(「続行」の声あり)

○奥野 学議長 では、続行いたします。

---

○奥野 学議長 日程第7、議案第6号「令和3年度岬町一般会計予算について」から日程第10号、議案第14号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件を一括議題とします。

それでは、令和3年度当初予算に関する説明及び日程第7、議案第6号「令和3年度岬町一般会計予算について」から日程第15、議案第14号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件について説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 貴重な時間をいただき説明させていただきます。

なお、10分ほど超過するかも分かりませんが、よろしく願いいたします。

「令和3年度当初予算に関する説明」及び日程第7、議案第6号「令和3年度岬町一般会計予算について」から、日程第15、議案第14号「令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算について」までの9件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの令和3年度町政運営方針を受けまして、私からは、令和3年度の本町の当初予算につきまして会計ごとに説明させていただきます。

今般の説明につきましては、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、時間短縮に努めてまいりたいと考えております。

要点を絞って説明をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

予算書とともに配付させていただいております「令和3年度岬町当初予算(案)説明資料」に沿って概要を説明させていただきます。

資料の1ページ、左側の「I、各会計の予算総額」をご覧ください。



初めに、一般会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして74億2,500万円を計上いたしており、対前年度比の0.3%の増となっております。

次に、1ページ右側の「Ⅱ、一般会計の概要」をご覧ください。

歳入歳出予算について、対前年度増減額が大きいものを中心に概要を説明させていただきます。まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町税といたしましては、新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度徴収猶予に係る翌年度納付が見込まれるものの固定資産税が超過課税の解消、町民税の法人税割が税制改正に伴う税率の変更などにより対前年度5,046万4,000円減額の20億2,631万3,000円を計上いたしております。

地方交付税といたしまして、国の令和3年度地方財政計画の伸びなどを踏まえて、対前年度2億900万円増額の22億6,500万円を計上いたしております。

国庫支出金につきまして、町道西畑線整備事業費などの道路整備等に係る社会資本整備総合交付金の減少などにより、対前年度9,602万円減額の7億504万2,000円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、対前年度2,477万5,000円減額の3億6,333万4,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金1億5,000万円を、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億5,315万9,000円を、各財産区特別会計からの繰入金を合計で3,127万1,000円をそれぞれ計上いたしております。

町債につきましては、国の令和3年度地方財政計画の伸びにより臨時財政対策債が増加した一方、防災行政無線再整備事業が令和2年度で終了したことなどにより、対前年度4,610万円減額の5億6,390万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、衆議院議員選挙費や町長選挙費にかかる執行経費などが増加したものの、防災行政無線再整備事業が令和2年度に終了したことなどにより、対前年度2億2,392万円減額の9億4,471万円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、行政手続の電子化を進め、各種申請等についてインターネットを利用して行うことができる環境を整備します。

拡充施策といたしましては、出産祝金を増額するとともに、新婚世帯への住居費用などの支援

策の要件を緩和し、支援金を増額いたします。

民生費につきましては、児童手当が減少したものの、障害のある方への支援を行う障害福祉サービス費の増加などにより、対前年度5,017万1,000円増額の25億7,904万7,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、老朽化した各保育所の不良箇所を改修し、保育環境の改善を図ります。

また、町立幼稚園だけでなく、私立幼稚園等の給食費の無償化を引き続き進めてまいります。

土木費につきましては、橋りょう整備事業費が増加したものの、町道西畑線整備事業費の減少などにより、対前年度8,818万1,000円減額の10億2,767万円を計上いたしております。

新規施策といたしまして、町道岬海岸番川線の老朽化した車両防護柵の整備に着手いたします。

また、住宅マスタープランや町営住宅等長寿命化計画を策定することで、住宅行政の基本的な考え方を示すとともに、施設の長期的な活用につなげてまいります。

教育費につきましては、共同調理場整備事業費の増加などにより、対前年度6,094万9,000円増額の5億3,943万2,000円を計上いたしております。

新規施策といたしましては、小中学校のGIGAスクール事業を推進するため、ICT機器の活用サポートを行う支援員を配置いたします。

また、学校給食センターと中学校給食調理場の統合に対応するための設備の更新を行い、2学期からの統合を目指してまいります。

公債費につきましては、地方債元金償還金の増加により対前年度1億8,938万5,000円増額の8億9,058万5,000円を計上いたしております。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、令和2年度に実施した地方税の徴収猶予に伴う特例債の発行により、元金償還金が増加したものでございます。

以上が、一般会計予算でございます。

続きまして、特別会計につきまして説明させていただきます。

資料の1ページ、左側の「I. 各会計の予算総額」及び14ページ以降の「IX. 特別会計予算の概要」をご覧ください。

国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ25億3,115万5,000円を計上いたしており、対前年度比11.2%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の増加などにより、対前年度2,398万4,000円増額の5億3,992万3,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、保険給付費等交付金の減少などにより対前年度3億3,412万6,000円減額の18億1,361万3,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、保険基盤安定にかかる一般会計繰入金の減少などにより対前年度999万1,000円減額の1億7,643万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては一般管理費の増加などにより、対前年度549万2,000円増額の4,323万1,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、一般被保険者療養費の減少などにより、対前年度3億2,995万4,000円減額の17億7,712万2,000円を計上いたしております。

以上が国民健康保険特別会計予算でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額としては、歳入歳出それぞれ3億2,790万9,000円を計上いたしており、対前年度比2.3%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の増加などにより、対前年度824万3,000円増額の2億5,223万8,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、保険基盤安定に係る一般会計繰入金の増加などにより、対前年度136万4,000円増額の7,566万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては一般管理費の減少などにより、対前年度211万2,000円減額の464万5,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の増加などにより、対前年度962万9,000円増額の3億2,286万4,000円を計上いたしております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

続きまして、下水道事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額としては歳入歳出それぞれ6億7,353万3,000円を計上いたしており、対前

年度比4.3%増となっております。

なお、下水道事業借換債といたしまして、令和3年度予算では4,860万円を、令和2年度予算では3,856万円を歳入歳出予算にそれぞれ計上いたしておりますので、借換債を除く実質的な対前年度比は2.9%増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。町債につきましては、資本費平準化債の増加などにより、対前年度2,834万円増額の2億1,700万円を計上いたしております。

なお、借換債を除く対前年度は1,830万円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、対前年度525万円増額の2,131万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、一般管理費の増加などにより対前年度1,202万7,000円増額の5,259万7,000円を計上いたしております。

事業費につきましては、公共下水道事業費の増加などにより対前年度1,114万3,000円増額の1億5,901万2,000円を計上いたしております。

事業費の内訳といたしましては、流域下水道事業費7,573万5,000円、公共下水道事業費8,327万7,000円となっております。

以上が、下水道事業特別会計予算でございます。

続いて、漁業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ1,487万1,000円を計上いたしており、対前年度比3.5%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして対前年度28万2,000円増額の1,320万4,000円を計上いたしております。

使用料及び手数料につきましては、排水処理施設使用料といたしまして、対前年度12万5,000円増額の156万7,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

総務費につきましては一般管理費といたしまして、対前年度50万7,000円増額の432万5,000円を計上いたしております。

以上が、漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

続いて、介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ20億1,254万9,000円を計上いたしており、対前年度比1.3%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして対前年度3,116万5,000円減額の3億2,913万5,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、調整交付金の増加などにより対前年度2,170万2,000円増額の4億9,131万6,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、対前年度2,549万2,000円増額の3億9,041万9,000円を計上いたしております。

繰入金の内訳といたしましては、一般会計繰入金3億3,261万8,000円、介護給付費準備基金繰入金5,780万1,000円となっております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、一般管理費の増加などにより対前年度901万円増額の9,692万8,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度2,821万円増額の17億6,717万円を計上いたしております。

地域支援事業につきましては、認知症総合支援事業費の減少などにより、対前年度1,113万6,000円減額の1億4,563万5,000円を計上いたしております。

以上が、介護保険特別会計予算でございます。

続いて、淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ973万9,000円を計上いたしており、対前年度比21%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の減少などにより、対前年度18万9,000円減額の185万5,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度188万円増額の788万2,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の増加などにより対前年度38万3,000円増額の633万7,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、淡輪地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度130万8,000円増額の240万2,000円を計上いたしております。

以上が、淡輪財産区特別会計予算でございます。

続いて、深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ4,772万3,000円を計上いたしており、対前年比14.3%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

財産収入につきましては、土地貸付収入の増加などにより、対前年度376万4,000円増額の2,507万9,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして対前年度222万3,000円増額の2,264万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の増加などにより、対前年度28万2,000円増額の762万円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして対前年度570万5,000円増額の3,910万3,000円を計上いたしております。

以上が、深日財産区特別会計予算でございます。

最後に、多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしましては、歳入歳出それぞれ4,244万7,000円を計上いたしており、対前年度比31.4%の減となっております。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

財産収入につきましては、松茸採取権売払収入の増加などにより、対前年度12万円増額の57万9,000円を計上いたしております。

繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして対前年度1,956万7,000円減額の4,186万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の増加などにより、対前年度635万3,000円増額の1,500万6,000円を計上いたしております。

諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度2,580万円減額の2,644万1,000円を計上いたしております。

以上が、多奈川財産区特別会計予算でございます。

以上、令和3年度一般会計予算のほか8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。

本件につきましては、後日開催が予定されております総務文教、厚生、事業の各常任委員会の委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 正午を回りましたが、もう少し継続してやらせていただきます。

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま、中口副町長より当初予算に関する説明を聞かせていただきました。

各常任委員会に付託されるということですが、私は総務文教委員会に所属していないことから、少し聞きたいことがございますので、この場において質問をさせていただきます。

令和3年度岬町一般会計予算についてでございますが、よろしいでしょうか。

令和3年度の予算書を見ていますと、歳入のところ町税収入が載っているのが、14ページ、15ページということでございます。

町民税並びに固定資産税、詳細に記載されています。

その中で、固定資産税におきまして大幅な減額がございます。

一般質問の際にある程度説明もあったと思いますが、実際どうなのかお聞きしたいなと思う点がございます。

町長からもありましたが、今年度において固定資産税の超過課税の撤廃ということで、1.4%に戻すというように聞いております。

その点と、その関連で阪本理事から今年度は評価替えの年であるということで、私の認識においては岬町の土地評価というのは上がっていきなくて下がっている。

その点、固定資産税の収入減が結構あるのではないかな、そのように思っております。具体的に幾らというのが出せるのかどうか、それは分かりませんが、この内訳といいますか、その要因というのをお聞かせいただければと思いますが、そういう質問でよろしいでしょうか。お願いします。

○奥野 学議長 財政改革部理事、阪本 隆君。

○阪本財政改革部理事 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、その前に一昨日の松尾議員さんから一般質問でご発言いただいているみさき公園に係る減収についての約2億円程度の減収というような発言があったかと思うんですけども、税の担当といたしましては、地方税法や地方公務員法の規定によりまして税額を明確に言えないので申し訳はないんですけども、議場におられた皆様におかれましてはみさき公園のこのご発言が、みさき公園の税収減との印象を与えてしまうような懸念を持っておりますので、実減収額とは異なるということでここで申し上げさせていただきたいと思っております。

それでは、竹原議員さんからのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

固定資産税の令和元年度の現年度課税分におきまして、予算額、対前年度で約1億7,000万円の減額となっております。

この大きな要因としましては、先ほど触れさせていただいておりますけれども、評価の見直し、これは3年に一度の評価の見直しでございますので、評価の見直しで約4,000万円。

それから、税率変更の影響で超過税率を元に戻した、標準税率での減少額ということで約7,100万円、それからコロナの減免では2,600万円、残りがみさき公園などの減収によるものとなっております。

以上は、現年度課税分でございます。

滞納繰越分につきましては、対前年度約1億5,000万円が増加となっております。

この要因はコロナ禍における事業の減収にかかります納税猶予が含まれておりまして、例年以上の増加となっております。

以上のように、令和3年度におきましては評価の見直しや税率変更、コロナ減免やみさき公園の減収など不確定な要因が重なっておりまして、例年とは異なり、単純に前年比較がしがたい状況となっておりますことをご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第6号、令和3年度岬町一般会計予算についてから議案第14号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思えますが、ご異議ございませんか。



(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から第14号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。暫時休憩をいたします。

再開は13時15分からとします。

(午後 0時12分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○奥野 学議長 日程第16、議案第15号「岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第16、議案第15号、岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上、行政の運営の簡素化及び効率化を図るため、本条例を制定するものでございます。

これまで町の機関に係る申請、届出の手続等につきましては、書面で行ってまいりましたが、従来の書面による手続に加えて、インターネットの利用等による手続も可能とするため、基本的な事項を定めるものでございます。

条例案についてご説明いたします。

議案書裏面の条例案及び議案とともに配付させていただきました参考資料を併せてご参照ください。

条例の構成ですが、目的以下9条で構成しており、内容につきましては国の行政手続のデジタ

ル化を定めた情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に準じて策定をいたしております。

第1条は条例の目的を、第2条は条例上の用語の定義を定めております。

第3条は電子情報処理組織、いわゆるオンラインによる申請等についての規定で、条例等において書面等で行うこととされている申請等をオンラインによる申請等が可能となることを定めております。

第4条はオンラインによる処分通知等についての規定で、条例等において処分通知等を書面等で行うことと定められている場合においてもオンラインによる処分通知等が可能となることを規定しております。

第5条は電磁的記録による縦覧等についての規定で、条例等において縦覧や閲覧を書面等で行うことと定められている場合においても、電磁的記録の再生機器の画面、またはその画面を印刷した書類での縦覧や閲覧が可能となることを規定しております。

第6条は電磁的記録による作成等についての規定で、条例等において書面等で作成保存することと定められている場合においても、書面等に代わり電磁的記録での作成、保存が可能になることを規定しております。

第7条は添付書面等の省略についての規定で、条例等において添付書面等が定められている場合においても、町の機関の情報連携等により入手、参照できる場合は添付書面等を省略することができることを規定しております。

第8条はオンライン利用可能手続等の状況を公表し、明らかにすることを規定しております。

第9条は規則への委任について規定しております。

附則は条例の施行期日を規定しており、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしております。

本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第15号、岬町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定につい

ては、会議規則第39条第1項の規定により総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第17、議案第16号「岬町税条例の一部改正について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部理事、阪本隆君。

○阪本財政改革部理事 日程第17、議案第16号、岬町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、平成19年度から実施している固定資産税の超過課税について、令和3年度課税分から標準税率に戻し、住民負担の軽減を図るため本条例に所要の改正を行うものでございます。

超過課税につきましては、これまで住民の皆様のご協力の下、行財政改革を進めることで目標を上回る効果額を捻出することができたことに加えて、新型コロナウイルス感染症による家計の負担軽減を図るため標準税率へと移行するものでございます。

議案書の裏面をご覧ください。併せて新旧対照表をご参照願います。

改正内容といたしましては、附則第22条に次の1項を加え第4項として、令和3年度以後の年度分の固定資産税率は第62条の規定を適用する。

附則第1条は施行期日を定めるもので、令和3年4月1日から施行し、固定資産税に関する経過措置としまして、第2条で改正後の附則第22条第4項の規定は令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度までの固定資産税についてはなお従前の例によることとしております。

本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第16号、岬町税条例の一部を改正する条例については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第18、議案第17号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第18、議案第17号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部改正する政令及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案につきましてご説明させていただきます。議案書裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

また、本条例の一部改正の概要としまして資料を添付させていただいておりますので併せてご参照いたします。

改正内容につきましては、平成30年度税制改正に基づき国民健康保険料の算定基礎となる課税標準額の算定基準が改正されたことにより、低所得者に係る軽減基準が改正となることなどから本条例に所要の改正を行うものでございます。

まず、第14条第1項の改正につきましては、令和2年度税制改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことによるもので、同条第1項中第35条の2第1項の次に第35条の3第1項の文言を追加するものでございます。

なお、この特別控除の詳細につきましては、資料の裏面、条例の改正内容②のとおりでございますのでご参照いたします。

続いて、第20条につきましては保険料の減額に用いられる軽減判定所得の基準について、また附則第3条においては公的年金等所得に係る保険料の減額課税の特例について定めたもので、平成30年度税制改正において給与所得控除額及び公的年金等控除額を10万円引下げと基礎控

除の額を10万円引き上げることとされ、平成32年分、令和2年分以後の所得税について適用されることから、国民健康保険法施行令についても同様の改正が行われたことに伴うものです。

給与所得控除額等を10万円引下げたことにより給与所得者等の人数が2人以上いる場合にあっては軽減判定基準額を超過し軽減対象とならない場合が生じることから、地方税法の改正による改正後の基礎控除額43万円の改正に加え、これまでと同様に軽減が受けられるよう条例改正するものでございます。

詳細につきましては資料の表面中段にあります条例の改正内容①のとおりでございますのでご参照願います。

次に、附則につきましては施行期日を公布の日からとし、令和3年1月1日から適用と定めております。

また、改正後の第14条第1項第20条第2項及び附則第3条の規定については、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の内容でございます。

本件につきましては、厚生委員会の付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第19、議案第18号「岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第19、議案第18号、岬町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。議案書裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

なお、本条例の一部改正案の概要としまして資料を添付しておりますので、この資料により説明させていただきます。

まず、改正理由といたしましては、子ども子育て支援新制度施行後5年後見直しに係る対応方針について、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う措置でございます。

改正内容につきましては2点ございます。

一つ目に、連携施設の特例として規定されています第42条第4項について1号を追加するものでございます。

0歳から2歳までの児童を対象とした特定地域型保育事業、家庭的保育事業等において、利用児童が3歳児になり卒園した後に保育所等の教育保育施設で受皿となる連携施設を確保することが原則でありましたが、今回の改正では市町村が保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育保育が提供されるような必要な措置を講じている場合には、卒園後に保育所等の教育保育施設の連携施設の確保を不用とする緩和措置を追加するものでございます。

次に、第42条第5項において、第42条第4項に1号を追加したことで引用条文の条項に整合性を図る必要が生じたことから整理を行っております。

施行期日につきましては、公布の日から施行としております。

以上が条例案の内容でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号、岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第20、議案第19号「岬町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第20、議案第19号、岬町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令の一部改正及び令和3年度から令和5年度に係る介護保険法に定める第1号被保険者の介護保険料負担を定めるため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

条例案についてご説明させていただきます。議案書裏面の条例案及び新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、令和3年度から令和5年度までの介護保険料の設定と保険料の基礎となる所得額の算定方法の改正となっております。

なお、説明につきましては、本議案書と併せて送付いたしております岬町介護保険条例の一部改正する条例案の概要資料により説明させていただきます。

1の趣旨については先ほどの提案理由と同様でございます。

次に、政令にある介護保険法施行令の改正内容についてでございますが、大きく二つございます。

一つ目は、平成30年度税制改正による影響を遮断するための改正でございます。

これは働き方改革を重視する観点から特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除を10万円引き下げるとともに基礎控除を10万円引き上げる内容の改正が令和2年以後の

所得税等について適用されることとなりましたが、介護保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益を生じさせないようにされました。

二つ目は令和2年度税制改正による税法上の特別控除を反映するための改正でございます。これは低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、保険料段階を区分する取得指標に反映させたものでございます。

次に、本条例改正の内容でございます。

本条例の改正内容が大きく3点ございます。

1点目の令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の介護保険料の設定でございますが、令和3年度から令和5年度までの介護保険料は、令和2年度の据置きとさせていただいております。

資料裏面の介護保険料案についてをご覧ください。

介護保険料算出のプロセスについてご説明させていただきます。

①で令和5年度までの3年間の給付見込額を算定した額に②の介護保険法に定められた65歳以上の第1号被保険者が負担する割合である23%を乗じて第1号被保険者負担分相当額を算定いたします。

次にその負担分相当額から③の額になりますが、調整交付金による軽減額、準備基金取崩し額を差し引いた保険領収納必要額を算定し、④の標準的な収納率を補正した後の額を⑤の基準額の割合で補正した令和3年度から令和5年度までの3年間の合計被保険者で割った額が標準月額で6,000円、年間7万2,000円となります。

なお、今回の算定では準備資金の全額を取り崩して保険料の上昇を抑制いたしております。

また、介護保険料の月額標準ベースでの使途内訳は一番下の表に記載のとおりでございます。

以上が保険料算出のプロセスでございます。

資料の表面にお戻りください。

令和3年度から令和5年度までの介護保険料の設定については、条例第5条第1項から第4項において、令和3年度から令和5年度までの各年度に改正し、先ほどご説明いたしましたとおり、今回は介護保険料の改定は行わず、令和2年度から据置きとさせていただいております。

ただし、保険料の段階を区分する給与所得金額については介護保険法施行規則の改正に準じ条例第5条第1項第8号から第11号の各号ア中の所得基準額を記載のとおり改正いたしております。

次に、2点目は、平成30年度税制改正による影響額を遮断するため条例附則第9条において



保険料段階を区分する所得事業について平成30年度税制改正後の合計所得金額を用いた場合、最大で10万円増加することから、その影響を遮断するため給与所得の金額、または公的年金等所得額から10万円を控除することを規定するものでございます。

次に3点目は、令和2年度税制改正による税法上の特別控除反映するため、条例第5条第1項第6号において第35条の3第1項と当該合計所得金額がゼロを下回る場合にはゼロの文言を追加するものでございます。

最後に、施行期日、適用については附則第1項におきまして条例の施行の日を令和3年4月1日と定め、附則第2項におきましては、改正後、第5条の規定は令和元年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料についてはなお従前の例による旨の経過措置を定めております。

以上が条例案の内容でございます。

本件は厚生委員会の付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第19号、岬町介護保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号については、厚生委員会に付託することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第21、議案第20号「岬町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第21、議案第20号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、岬町固定資産評価審査委員会委員、松下 博氏は、令和3年3月11日をもって任期満了となりますので、同氏の選任について地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

松下 博氏については、住所は大阪府泉南郡岬町深日2986番地、生年月日は昭和13年9月16日生まれ。

経歴等につきましては、議案書裏面に記載のとおりであります。

よろしくご審議の上、松下 博氏の選任についてご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより議案第20号、岬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第20号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

○奥野 学議長 日程第22、議案第21号「岬町農業委員会委員の任命について」から日程第35、議案第34号「岬町農業委員会委員の任命について」までの14件を一括議題とします。

それでは、議案第21号から議案第34号までについて提案理由の説明を求めます。

町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第22、議案第21号から日程第35、議案第34号、岬町農業委員会委員の任命について一括して提案の理由をご説明申し上げます。

現在、本町の農業委員会委員につきましては、令和3年6月2日付で任期が満了いたします。

農業委員会等に関する法律第8条により、農業委員会委員は町長が議会の同意を得て任命するとされ、定数は14名でございます。

委員の選任に当たっては、まず同法第9条により公募を行ったところ、定数を超える合計16名の推薦及び応募がございましたので、岬町農業委員候補者評価委員会を庁内に設置し検討を行いました。

その後、同委員会より適任と報告のあったものについて評価委員会の意見を尊重し、同意を求めるものでございます。

それでは、同意を求めるものを順に申し上げます。

議案第21号、岬町多奈川東畑711番地、前田良秋、昭和17年12月8日生まれ。

議案第22号、岬町淡輪山中918番地の2、坂原勇治、昭和20年9月28日生まれ。

議案第23号、岬町深日1578番地、奥野久巳、昭和26年11月14日生まれ。

議案第24号、岬町淡輪4794番地、松尾清次、昭和26年1月10日生まれ。

議案第25号、岬町多奈川西畑338番地、田中 悟、昭和24年8月22日生まれ。

議案第26号、岬町淡輪4631番地、辻 康一、昭和23年11月28日生まれ。

議案第27号、岬町深日2758番地、川端 修、昭和23年5月7日生まれ。

議案第28号、岬町孝子185番地、下出 忠、昭和15年3月4日生まれ。

議案第29号、岬町多奈川谷川1633番地の38、大道 明、昭和26年8月1日生まれ。

議案第30号、岬町淡輪4534番地の1、寺田伸之、昭和30年2月8日生まれ。

議案第31号、岬町淡輪4854番地の2、松尾善裕、昭和25年7月4日生まれ。

議案第32号、岬町孝子797番地、茂野憲一、昭和21年12月12日生まれ。

議案第33号、岬町深日1787番地、木下喜久子、昭和18年11月20日生まれ。

議案第34号、阪南市尾崎町8丁目31番13号、車谷雅美、昭和53年8月1日生まれ。

以上14名でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○奥野 学議長 提案理由の説明を終わります。

これより、本14件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 今、ご提案の中で16人の推薦や応募があったということで、その方々の中から14人を評価委員会から選定されたというか推薦をされたということで、それを尊重してというご提案をお聞きしました。

この農業委員の選定については、2017年9月議会の折に、委員の定数に関する条例を制定

する議案の提案がありまして、そのときにも申し上げましたけれども、公選制から市町村長の任命制に選び方が変わるということで、整備上、恣意的な選任が可能になることに懸念を表明してきたところであります。

また、2018年3月の議会の折に、この選び方が変わって、最初の農業委員の任命のご提案がありました。

そのときにもいろいろお聞かせいただきましたけれども、いつも私が懸念して問題提起してきたのは、選考基準の問題や選考経過の透明性、それから公平性の確保という事柄であります。

また、女性の登用や青年の起用、利害関係者を含まない委員構成にすることといったことも今回の農業委員会の任命に当たって変更されてきた中身でありました。

その辺りについて、どのようなことがなされてきたのかお尋ねしたいと思います。

今回は、現在委員を務めていただいている方のうち、3名が任命されないということになりまして、今回、その3名に代わる方とイコールではないのですが、新たな方が3人加わっているということでもあります。

それで、具体的にお尋ねしますけれども、一つは、お二人の方が今回選考の中からは外れたということになりますけれど、その方々の推薦の理由や応募の理由を拝見しておりますと、16人が16人とも非常に意欲的で、また推薦の理由についても、人物像もご立派なんだなと思わせるような中身も記載されておりまして、どの方が選ばれても遜色ないのではなかろうかと拝見しておりました。

となると、なぜこの16人中、このご提案いただいている14人になったのかと、そこがよく分からないわけです。

ですので、そのことへの説明をいただきたいと思います。

それから、選考基準の公表についても既になされているのか確認をさせていただきたいと思えます。

それから、もう一つ、先ほど申し上げた女性や青年の登用という問題について、残念ながら今回は改善ということにはならなかったというように思っているのですが、何か努力なされたけれど残念ながらこういう結果になったということであるのか、その辺りについて、前回から今回に至るまでの何か特段のご報告がありましたらお聞きしたいと思います。お願いします。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

推薦を含めて16名の方がいらっしゃいまして、定数は14名でございますので、委員おっし

やいますとお二人の方が外れたわけですが、これは選定基準というのを設けておる中で、農業に精通している点、それと地域に貢献しているような点が重視されることとなっております、その中で各項目に分けて評価点数があつて、それらを積み上げて合計点数を置くという形になっていまして、今回はその基準で点数の順位的に2名の方が落ちたという形になってございます。

選考基準等につきまして公表しているかということですが、選考基準は公表していません。

女性の登用の部分ですが、前回と大きくは変わっていないんですが、前回からまた再任された方が1名と、あと利害関係のない方が1名おられたわけですが、その方が女性だったのですが、その点について新たに入れ替わったんですが、その方も女性として採用されたということで、人数的にはお二人ということで、増加には至らなかったというところになってございます。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 選定基準の公表のことなんですけれども、公表されていなかったと思うということで、ちょっと確定的な言い方ではないわけなんです、私も本日、審査に当たるに先立って、もしかして公表されているのじやなかろうかと思ってインターネットの岬町のホームページで探してみたのですが、私はよう見つけなかったんですね。

もしかして、公表、もう既にされているのかなと先ほど聞かせていただいたということであります。

この選定基準については、2017年の9月議会の事業委員会の折に、選定基準の公表を私は求めていたんです。

それで、基準とかもこのときは実際にはこれから考えていくことになるのだという時期でしたので、まとまったら、そのときは公開できる部分については公開させていただきたいと当時の木下都市整備部長がお答えになっています。

その後、2018年3月の定例会、本会議2日目の折には、この議会の案件が済み次第ホームページ等に載せてまいりたいと考えておりますと、当時の早野都市整備部理事がお答えになられていますので、本当に公開されていないのか、そこはきちんとお答えをいただきたいと思います。それが一つであります。

それから、委員構成の問題で、女性の登用については前回の2人が今回も2人ということで維持された、増やせなかったということは残念でありますけれども、そこは引き続き増やす努力を

していただきたいということと、それから、青年については特にお答えになられませんでしたけれども、前回、委員の中で最年少が41歳だったんです。今回、最年少は42歳なんですね。

それで、自然の摂理でありまして、前回委員をお受けいただいた方、今回もまたお受けいただけるであろう方も、1年1年歳を重ねていくわけでありますよね。

そうなりますと、恐らく平均年齢は上がっているのかなと、計算してないからごめんなさい、分からないんですけど。

その辺りを考えると、やはり青年の登用ということについても女性の登用と併せて、この点については今後さらに努力をして、委員の応募とか、そういった段階から女性や青年にどんどん入っていただけるような活動を進めていただきたいなど、これは要望にとどめておきたいと思えます。

一つ目にお聞きした選定基準の公表に関わって、私がさっき聞いたことなんですけれど、なぜこの2人が、点数の順序で並べていくと下位に当たったということなんだろうけど、なぜなのかというのがよく分からないんですよ。

農業への精通度とか地域貢献ということが一つの選考の基準なんだということをお示しになりましたけれども、推薦や応募の理由を見ていると、今回、下位に当たられた方を任命するとしてこうして提案されていない方々の理由を読ませていただきますと、非常に立派なお考えをお持ちだなと思っているんですよ。

ですので、やはり選考の経過、基準は当然なんですけど、経過が明らかにならないと結論だけを示されましても、ブラックボックスというようにどうしてもならざるを得ないんですよ。

ですので、選考経過をやはり明らかにしていただく必要があると私は思いますし、そのことがなされないと、結果だけを持ってこられても、なかなか半断しづらいというところがあるというのを率直に申し上げたいと思います。

まずは選定基準の公表の有無について明確にご答弁をいただきたいということと、それから、重ねてもう一度お聞きしますが、今回の16人から14人、この14人が優位に選ばれた理由についてもう少しご説明をいただけるとありがたいと思います、お願いします。

○奥野 学議長 暫時休憩したいということですので休憩させていただきます。

(午後 1時59分 休憩)

(午後 2時07分 再開)

○奥野 学議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 先ほどは失礼いたしました。お答えさせていただきます。選考基準はやはり公表はしておりません。

根拠は、会議を開く前に公開等の取扱いについてお諮りさせていただいてまして、情報公開条例の第6条第1項第4号に規定するというので、非公開とさせていただいたというところでございます。

なお、募集要項による応募状況の公表をさせていただいているのは、推薦を受ける者及び応募者に関する情報のみ公表させていただいているというところであります。

岬町情報公開条例第6条第1項第4号というのが、実施期間または国等の機関が行う審議、検討、調査等に関する情報であって、公にすることによって率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるということで、そういうことを理由に非公開とさせていただいたところとなります。

選考基準の内容でお二人が順位的に低くなって任命されなかった点というところですが、確かに委員おっしゃいますとおり、意欲的なものは皆さん、大変意欲がございますけれども、選考基準では、その意欲の部分も大変高い点数にはなっているんですけれども、そのほかに、農業に関するところと言いますと、農業の知識、経験、農地法の法例知識などがあること、地域合計で言いますと、地域に精通している方、地域における活動実績がある方、そのほかで言いますと、職務を適正に執行できる方というところの判断が各種点数になっておりまして、それらを積み上げさせていただいたところになりますので、結論を言いますと、農業経験が少なかったり、耕作している種類とか、そういうことで農業の知識等に差があるというところから点数が積み上げられたものとなっています。結果につきましては、それぞれの委員の合計点数を平均した形で公表する予定になっております。

○奥野 学議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、ご説明いただきまして。

私、講評のことで言いますと、選定基準の講評についてお聞きしたんですよ。

会議の公開、非公開というところのご説明を情報公開条例を基にご説明をいただきましたが、そこは私自身率直に言って難しいだろうと思っていますので、私は何でもかんでも行政の行う会議は傍聴したい人ですが、それがかなわないということも、そこは理解しているんです。

ただ、過去の答弁で選定基準の公表をすることに前向きな答弁を重ねてしておきながら、公表がされているかいないかがよく分からなかったものですから、公表されているのですかというこ

とを聞きましたけど、公表はされていませんということでした。

その後の説明が、会議の公表の話をされたんですけど、選定基準を公表しない理由をもう一度お聞きしたいと思います。

点数をずっとつけていったときに、どなたが選ばれてもおかしくないのだろうと思いましたが、それぞれの項目の点数を足していったら結果的にこうなったということだろうと、それについてはそれなりの理解をしたいと思います。

それで、最後に結果の公表についてはなさるというように今おっしゃったかなと思うんですけど、結果の公表というのは、この方々が選ばれましたという、そういう意味でしょうか。経過ではなくて結果のことを何らかの形で公表なさるということなんですね。

そこも一応確認で、公表はどのようになさるのか、ホームページ上ということになるのか、確認しておきたいと思います。

私が最初から聞いている選定基準の公表について、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 失礼いたしました。

ちょっと説明不足によるものかなと思うんですけども、議事の関係に入る前に議事の公開等の取扱いについてを審議していただいております、その中で先ほど申し上げました岬町情報公開条例の規定を基に会議自体は非公開ですけども、議事の内容の取扱い等についても審議していただいております、その中で選考基準についても非公開というように取決めさせていただいたところとなります。

それと、公表につきましては議員おっしゃっておりますとおり、結果の公表という形になります。

○奥野 学議長 ほか、質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 人事案件なので質疑しようかどうか迷ったんですけども、この一括議題に関しまして、14人の方の任命に関して、私、13人の方の顔は大体分かるのですが、議案第34号の車谷雅美さんについて、今までの審議によると、女性だということと、年齢が42歳だということと行政書士さんだということ以外に、何かもう少し情報がないのかなと思っておりまして、前回というのは平成30年3月6日の定例会において澤田委員を任命するときにもいろいろお聞きしていたのですが、行政書士の経験とかというのがもう少し分かるようであれば、情報として教えていた



だきたいのですが、お願いできませんでしょうか。

○奥野 学議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

おっしゃいますとおり、行政書士資格を有する方でいらっしやいまして、平成29年9月に大阪府の行政書士会に入会をされておられまして、平成31年度より、泉州支部の副支部長を担当されておられる方でいらっしやいます。

現在は支部内の農地勉強会というのがあるそうなんですけれども、そのプロジェクトチームのメンバーとしても活躍されておられまして、農地に関して熱心に勉強されており、農地法等の知識があることがうかがえるという委員さんになられると思います。

元地方公務員でもあったとお聞きしております。

○奥野 学議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○奥野 学議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第21号から議案第34号までは人事に関することですので、委員会付託及び討論は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

これより議案第21号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第21号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第22号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第22号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第23号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第24号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第25号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第26号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第27号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第28号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第岬町29号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第30号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第31号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第32号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第33号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第34号「岬町農業委員会委員の任命について」を起立により採決します。

これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○奥野 学議長 満場一致であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

○奥野 学議長 日程36、選挙第1号「岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について」を行います。

本件については、岬町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和3年3月31日をもって満了となるため、地方自治法第182条の規定により、委員4名と補充員4名の選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会の委員に、

岬町淡輪1208番地の3、見先秀隆君。

岬町深日2848番地、大野 斉君。

岬町多奈川谷川3400番地の61、辻井マリ子君。

岬町孝子549番地、的羽敏雄君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を岬町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました見先秀隆君、大野 斉君、辻井マリ子君、的羽敏雄君、以上の方が岬町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員についてを行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いま

す。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員補充員に、

岬町淡輪山中9 1 9番地の3、杉谷友久君。

岬町深日2 6 7 7番地の4、波元光男君。

岬町多奈川谷川1 9 1 6番地の1、関口 守君。

岬町孝子6 8 2番地、茂野幸子君を指名したいと思います。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました以上の4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○奥野 学議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました杉谷友久君、波元光男君、関口 守君、茂野幸子君が選挙管理委員会補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには委員会付託分の審議についてよろしくお願いいたします。

次の会議は3月24日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労様でございました。

(午後 2時29分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年3月4日

岬町議会

議 長 奥 野 学

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝